

四日市市告示第79号

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月3日

四日市市長 森 智 広

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱(平成26年四日市市告示第471号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実施主体、事務文担等) 第12条 避難行動要支援者名簿に係る事務は、 <u>危機管理統括部</u> 、健康福祉部及び <u>市民生活部</u> が共同して行うものとする。 2 <u>危機管理統括部</u> は、次に掲げる事務を担当するものとする。 (1)から(3)まで (略) 3 (略) 4 <u>市民生活部</u> は、災害発生時における避難所での避難行動要支援者名簿の提供及び回収に関する事務を担当するものとする。 5 避難行動要支援者名簿は、 <u>危機管理統括部</u> 、健康福祉部及び <u>市民生活部</u> が保有するものとする。 6 市長は、避難行動要支援者名簿を適正に管理するため、次の各号に掲げる避難行動要支援者名簿の管理責任者を置く。 (1) <u>危機管理統括部</u> <u>危機管理課長</u> (2) (略) (3) <u>市民生活部</u> 市民生活課長、各地区市民センター館長	(実施主体、事務文担等) 第12条 避難行動要支援者名簿に係る事務は、 <u>危機管理監</u> 、健康福祉部及び <u>市民文化部</u> が共同して行うものとする。 2 <u>危機管理監</u> は、次に掲げる事務を担当するものとする。 (1)から(3)まで (略) 3 (略) 4 <u>市民文化部</u> は、災害発生時における避難所での避難行動要支援者名簿の提供及び回収に関する事務を担当するものとする。 5 避難行動要支援者名簿は、 <u>危機管理監</u> 、健康福祉部及び <u>市民文化部</u> が保有するものとする。 6 市長は、避難行動要支援者名簿を適正に管理するため、次の各号に掲げる避難行動要支援者名簿の管理責任者を置く。 (1) <u>危機管理監</u> <u>危機管理室長</u> (2) (略) (3) <u>市民文化部</u> 市民生活課長、各地区市民センター館長

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(危機管理監危機管理室)